**リネンサプライ（医療寝具等及び白衣類）賃貸借契約書（案）**

（地方自治法第２３４条の３に基づく長期継続契約）

大和高田市（以下「甲」という。）と　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、看護職員等白衣は、オペレーティングリース契約とする。

第１条（契約の目的）

乙は、別紙に定める賃貸借物品（以下「本物品」という。）を甲に賃貸し、甲は、その賃貸借料を乙に支払う。

第２条（仕様等）

　本物品の仕様等は、別紙に定めるとおりとする。

第３条（数量）

　本物品の数量は、別紙に定めるとおりとする。ただし、数量の定めがないときは、甲及び乙は、別途協議して、これを定める。

２　前項の数量が変更されたときは、変更された部分についても本契約を適用する。

第４条（賃貸借料等）

　本物品の賃貸借料及び第１１条に規定する洗濯等の料金（以下「賃貸借料等」という。）は、別紙に定めるとおりとする。

ただし、賃貸借料等は、取引にかかる消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に相当する額を含まないものとする。なお、消費税等の税率が変更されたときは、消費税等に相当する額は、変更後の税率によるものとする。

２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、誠実に協議して、賃貸借料等を変更することができる。

①　賃貸借料等が本契約に関する法令の制定若しくは改廃又は経済事情の急激な変動その他事情の変更により不相当となったとき。

②　商品の変更、集配業務の増便その他本契約の内容に変更があったとき。

第５条（請求）

乙は、甲に対し、別紙に定める請求締切日に締め切り、別紙に定める計算方法に基づき算出した賃貸借料等（消費税等に相当する額を含まない場合はその額を加算した額）の総額を請求する。

第６条（支払）

甲は、乙に対し、別紙に定める支払日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）までに、乙の指定する金融機関口座へ振込む方法により、前条の請求額を支払う。

第７条（遅延損害金）

甲又は乙は、相手方が本契約の債務の履行を遅延したときは、その相手方に対し、履行を遅延した日の翌日から履行済みまで、遅延した債務額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（ 昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率による遅延損害金（年３６５日の日割計算）を請求することができる。

第８条（使用場所）

　本物品の使用場所は、別紙に定める施設（以下「本施設」という。）内とする。

２　甲は、前項の使用場所を変更しようとするときは、あらかじめ書面による乙の承諾を得なければならない。

第９条（集配）

　本施設において本物品を集配する日が乙の休業日に当たるときは、乙は、甲の承諾を得て、集配の日を変更し、又は集配を休止することができる。

　２　前項の集配の費用は、別段の定めがある場合を除き、賃貸借料等に含まれるものとする。

第１０条（所有権の帰属等）

　　　本物品の所有権は、乙（乙の指定する者を含む。第３号において同じ。）に帰属するものとし、甲は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

1. 本物品を善良な管理者の注意をもって使用及び管理すること。
2. 本物品を本来の使用目的にのみ使用すること及び本物品の改造、加工、仕様変更その他原状を変更する行為をしないこと。
3. 乙の承諾を得ることなく、本物品を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は質入その他の担保の目的に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしないこと。

第１１条（洗濯等）

　乙は、別紙に定めるとおり、本物品の洗濯、不定期再製その他のメンテナンス（以下「洗濯等」という。）を行う。

２　乙は、洗濯等を行うときは、平成５年２月１５日付指第１４号厚生省健康政策局指導課長通知の別添１に定める衛生基準に従い、本物品を適正に処理しなければならない。

第１２条（予備洗濯等）

　血液、体液、分泌物、排泄物その他汚物が本物品に付着したときは、甲は、その予備洗濯を行うとともに、これを他のものと分別して乙に引渡さなければならない。

２　手術器具、注射針その他の危険物（以下「危険物」という。）が本物品に混入したときは、甲は、その危険物を除去して、これを乙に引渡さなければならない。

第１３条（感染の危険のある場合の取扱い）

　甲は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）（以下「感染症予防法」という。）第６条第２項から第５項まで又は第７項に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある本物品であって、本施設において感染症予防法第２９条の規定に基づいて定められた消毒方法による消毒を行っていないものを乙に引渡してはならない。

２　甲は、診療用放射性同位元素により汚染され、又は汚染された疑いのある本物品を乙に引渡してはならない。

３　甲は、第１項に規定する感染症以外の感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのある本物品を乙に引渡すときは、本施設においてその消毒を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

４　甲は、前項ただし書の場合において、同項に規定する消毒前の本物品を乙に引渡すときは、これを密閉された容器に収めるなど他に感染するおそれのないようにして、その容器等に感染の危険のある旨を表示しなければならない。

第１４条（滅失・損傷）

　本物品が滅失又は損傷（通常の使用によって生じた損耗及び経年変化を除く。）したときは、甲は、乙に対し、別紙に定める賠償金（賠償金の定めがない場合は甲乙間で協議して定めた額）又はその補修の費用を支払わなければならない。ただし、本物品が乙の責に帰すべき事由により滅失又は損傷したときは、この限りでない。

第１５条（保険）

乙は、本物品に対して動産総合保険等の損害保険を付保しない。

第１６条（設備等検査）

乙は、甲から本物品の洗濯等に係る施設及び設備並びにその方法について検査することを請求されたときは、これに応じなければならない。

第１７条（棚卸）

乙は、本物品の設置数量の適正化を図り、本施設におけるその使用を円滑にするために、甲の承諾を得て、本施設内において本物品の棚卸を実施することができるものとし、甲は、これに協力する。ただし、甲の業務に支障を及ぼすときは、甲は、乙に対し、棚卸を実施する時期の変更を請求することができる。

第１８条（健康管理）

乙は、本物品の集配及び洗濯等（以下「作業」という。）に従事する乙の従業員の健康管理を行うものとし、作業に従事する従業員が感染症にかかったときは、当該従業員を作業に従事させることができない。

第１９条（契約の解除）

　甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要することなく通知のみで、本契約の全部又は一部を解除することができる。

① 支払停止若しくは支払不能となったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。

② 監督官庁から営業の取消、停止その他これに準ずる処分を受けたとき。

③ 差押、仮差押、仮処分その他強制執行又は競売等の申立を受けたとき。

④　公租公課の滞納処分を受けたとき。

⑤ 破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申立があったとき、又は私的整理を開始したとき。

⑥ 合併、会社分割若しくは株式交換等の組織再編成、事業譲渡等、資本金の額の減少、営業の廃止若しくは重大な変更又は解散の決議がなされたとき。

⑦　前各号のほか資産、信用又は支払能力に重大な変化が生じたとき。

２　甲又は乙は、相手方が本契約の債務の履行をしない場合において、書面をもって相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

３　前二項に規定する解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

第２０条（期限の利益の喪失）

　　　甲又は乙は、前条第１項各号のいずれかに該当したとき、又は本契約の債務の履行を遅延したときは、相手方からの通知又は催告がなくとも、本契約から生ずる一切の債務の履行について当然に期限の利益を失い、直ちに、相手方に対し、残存するすべての債務の履行をしなければならない。

第２１条（中途解約）

　　　甲は、第２９条に規定する期間の満了前に、本契約の全部又は一部を解約することができない。ただし、甲は、やむを得ない事由があるときは、解約日からその期間の満了日までの賃貸借料等（これを算定できないときは解約時における本物品の適正な価格）に相当する額を乙に支払うことにより、本契約の全部又は一部を解約することができる。

第２２条（物品の返還）

　　　本契約が第２９条に規定する期間の満了、契約の解除その他の事由により終了したときは、甲は、速やかに、乙に対し、本物品を返還しなければならない。

第２３条（通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、遅滞なく、相手方に対し、書面により当該事項を通知しなければならない。

① 第１９条第１項各号のいずれかに該当したとき。

② 取引に関連のある営業を譲渡し、又は譲り受けたとき。

③ 名称、住所、事務所等の所在地その他取引上の重要な事項に変更が生じたとき。

第２４条（みなし到達）

甲又は乙が相手方の住所、事務所等の所在地又は相手方が届け出た場所若しくは連絡先にあてて発した通知又は催告は、当該通知又は催告が相手方の事情により到達しなかった場合でも、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

第２５条（権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくは引受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面による相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

第２６条（相殺）

甲は、乙に対して有する債権と本契約に基づき乙に対して負担する債務とを相殺することができない。

第２７条（不可抗力）

　　乙は、地震、水害、噴火、津波その他の天災地変、火災、停電、戦争、内乱、騒乱、法令の制定及び改廃、公権力による命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の事故、電気通信サービスの停止その他乙の責に帰することができない事由による本契約の債務（金銭債務を除く。）の全部又は一部の履行遅滞、不完全履行又は履行不能について、いかなる責任も負担しない。

第２８条（秘密保持）

１　甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密情報（甲乙間の取引内容を含む。）並びに個人情報を、第三者に開示若しくは漏洩し、又は本契約の履行以外の目的に利用してはならない。

　２　前項の規定は、本契約の終了後も、その効力を有する。

　３　甲及び乙は、必要があるときは、個人情報の取扱に関する覚書を締結することができる。

第２９条（契約期間）

本契約の期間は、別紙に定めるとおりとする。

第３０条（反社会的勢力の排除）

　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。

①　反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②　反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

④　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤　役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

①　暴力的な要求行為

②　法的な責任を超えた不当な要求行為

③　取引に際して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④　風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤　その他前各号に準ずる行為

３　甲又は乙は、相手方が前二項のいずれかに違反したときは、相手方に対する催告等何らの手続を要することなく、直ちに、甲乙間のすべての契約を解除することができる。この場合において、違反した当事者の有する期限の利益は、当然に喪失する。

４　甲又は乙は、前項に基づく解除により解除された当事者が受けた損害について、一切の責任を負わない。

５　第３項の規定により甲が契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、契約金額の１００分の１０に相当する額を違約金として徴収する。

第３１条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決する。

第３２条（合意管轄）

本契約に関して生じた紛争については、甲の事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第３３条（特約事項）

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

２　前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和５年　月　　日

甲　　　　奈良県大和高田市大字大中９８番地４

　　　　　大和高田市

　　　　　大和高田市長　堀内　大造

乙

|  |
| --- |
| 寝具類等（医療寝具） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　医療寝具１組　日額　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１組日額×当月延入院患者数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）

|  |
| --- |
| 寝具類等（新生児寝具） |



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　新生児寝具１組　日額　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１組日額×当月延入院新生児数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）

|  |
| --- |
| 寝具類等（人工透析用寝具） |



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　人工透析用寝具１組　日額　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１組日額×納入組数×当月日数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 寝具類等（ストレッチャー用寝具） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）

■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　ストレッチャー用寝具１組　日額　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１組日額×納入組数×当月日数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 寝具類等（各科外来用寝具） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　各科外来用寝具１組　日額　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１組日額×納入組数×当月日数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 寝具類等（職員用寝具） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）

■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　職員用寝具１組　日額　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１組日額×納入組数×当月日数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 寝具類等（診察台カバー） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　診察台カバー　１組日額　　　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１組日額×納入組数×当月日数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 寝具類等（防水シーツ） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）

■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　防水シーツ１枚　　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１枚日額×月間納品枚数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 寝具類等（検診衣） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第１１条、第１４条）



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　検診衣１枚　　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝１枚日額×月間納品枚数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 医療寝具類（エアマットレス） |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　１本日額　　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料＝１本日額×納入本数×当月日数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| ポジショニングクッション |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第１１条、第１４条）



■　賃貸借物品の数量（第３条）

甲乙協議の上別途定める

■　賃貸借料（第４条）

　　ポジショニングクッション１台　日額　　　　　円（消費税等別）

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料＝１台日額×納入台数×当月日数

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

別紙

|  |
| --- |
| 看護職員等白衣 |

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第４条、第１１条、第１４条）



■　定期洗濯

　　原則として毎週２回とする

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料＝単月毎で月初めにおける利用者数に上記商材別セット単価を乗じたものとし、月の途中の利用者の増減についてはその翌月から調整するものとする。

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立病院

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで

|  |
| --- |
| 看護専門学校　職員白衣 |

別紙

* 賃貸借物品の内容（第１条、第２条、第４条、第１１条、第１４条）



■　定期洗濯

　　原則として毎週２回とする

■　計算方法（第５条）

　　１か月の賃貸借料等＝単月毎で月初めにおける利用者数に上記商材別セット単価を乗じたものとし、月の途中の利用者の増減についてはその翌月から調整するものとする。

■　締切日及び支払日（第５条及び第６条）

　　請求締切日　　毎月末日

　　支　払　日　　請求書受領後３０日以内

■　使用場所（第８条）

　　施設名：大和高田市立看護専門学校

　　所在地：奈良県大和高田市礒野北町１－１

■　契約期間（第２９条）

　　令和５年１１月１日から令和１０年１０月３１日まで